

『癩患者の告白』を読む

後 藤 隆

Content Analysis of Leper Confessions (1923)

Takashi Goto

Abstract: This paper deals with Leper Confessions (1923) by the Sanitary Bureau of the Home Department of the Imperial Japanese government. Historical Survey of the related laws, regulations and researches clarifies Leper Confessions has a polemical point concerning 'isolation policy' or 'free medical treatment areas'. Content Analysis of 106 leper confessions leads to discover the fact that they had freedom to express a spectrum of opinions and feelings: death ideation, hardships of life, institutionalization life improvements, self-government, relieved feeling. This expression of freedom is contrary to the grotesque castration, abortion, captivity derived from isolation policy.

Key Words: Leper, Leper Confessions, isolation, free medical treatment areas, expression of freedom

要旨: 本稿は、内務省衛生局による『癩患者の告白』(1923)について、「隔離」のリアリティの視点をベースに、『癩患者の告白』前後の関連法の動向と『癩患者の告白』前後の関連調査の特徴から取り出した、ハンセン氏病をめぐる「隔離政策」と「自由療養地構想」のせめぎあい、を注目点として、「隔離政策」とは異なった告白者たちの「自由」の表現に接近しようとする試みである。106名すべての告白の「性別」「年齢(数値)」「行数」「希望」に係る記述の一覧表からは、「全制的施設 total institution」たる収容所の中からであっても、死さえ意識する困難、収容生活の改善や新たな自治、「何不自由ない」「楽」を、告白しうる自由を、少なくとも『癩患者の告白』の時までは、患者たちが有していたことが明らかとなった。

キーワード: ハンセン病、『癩患者の告白』、隔離、自由療養地、自由

『癩患者の告白』を読む

後藤 隆

この研究ノートは、1921年（大正十年）に内務省衛生局が「各道府縣立癩療養所長に對して徴し」（①、172）、1923年（大正十二年）に発表した『癩患者の告白』を読解するための準備作業にあてられる。

『癩患者の告白』は、「発病當時の感想、隠蔽及治療に對する苦心、社會の患者及其の血族に對する嫌惡、壓迫、遂に故郷を去りて遍歴するに至る経緯」「浮浪徘徊」「収容當時の心理状態」「將來の希望」等を扱った、患者106名の「告白」の記録集である。（①、172）いわゆる官庁調査が現在でも量的データによるものを主とし質的データによるものはきわめて少ないことを考えれば、この『癩患者の告白』は、上記のように「徴」され、またその目的が「豫防施設の改善適應」などに限定されたものであるとしても、戦前のハンセン病当事者の生活世界に接近するための稀な手がかりであろう。

以下では、1. 「隔離」のリアリティの視点をベースに、『癩患者の告白』に係る大きな2つの経緯、すなわち2. 『癩患者の告白』前後の関連法の動向、3. 『癩患者の告白』前後の関連調査の特徴をおさえることを通じて、ハンセン病をめぐる「隔離政策」と「自由療養地構想」のせめぎあい、を論点として取り出した後、目読の限りではあるが、4. 『癩患者の告白』に書かれた告白内容の特徴をとらえようとするものである。予め一言しておくならば、その告白内容の特徴とは、「隔離政策」とは異なった告白者たちの「自由」に係るものである。

なお、この研究ノートで取り上げる資料等は、次の①～⑨からの引用であり、過去の法文など原典の確認まで至っていないもののあることを留保しておかねばならない。また、本文中（）内に掲げる番号は、次の①～⑨と対応しており、その番号に続いて挙げる数字は、当該資料等の頁を示す。くわえて、対象資料等は旧字体、異字体のものが多く、現時点で資料どおりのフォントがみつからない場合は、当該文字の現字体を<>に入れて代用している。文字が読み取れないものは■としてある。

- ① 編集復刻版『近現代日本ハンセン病問題資料集成』、2003年第2刷、不二出版
- ② 森修一、加藤三郎、横山秀夫、田中梅吉、兼田繁「草津湯の沢ハンセン病自由療養地の研究Ⅰ－湯の沢部落概観－」、Jpn.J.Leprosy 72、11-25（2003）
- ③ 同「草津湯の沢ハンセン病自由療養地の研究Ⅱ－湯の沢部落史－」、Jpn.J.Leprosy 72、27-44（2003）
- ④ 同「草津湯の沢ハンセン病自由療養地の研究Ⅲ－自由療養地構想から絶対隔離政策へ－」、Jpn.J.Leprosy 72、217-237（2003）
- ⑤ 藤野豊「小笠原登のハンセン病絶対隔離政策とのたたかい～圓周寺所蔵「小笠原登関係文書」の分析」（4・小括）
<https://www.keiwa-c.ac.jp/wp-content/uploads/2015/04/kiyo24-2.pdf>
- ⑥ 小笠原眞「小笠原登——特にハンセン病に関する博士の先見性について」

http://kiyou.lib.agu.ac.jp/pdf/kiyou_01F37F/01_37_43.pdf

- ⑦ 「後藤昌文・昌直親子の事績を追って」 Image&Text、オノール文化研究所
http://imagetext-essay.blogspot.jp/2006/05/blog-post_06.html、May 06, 2006
- ⑧ 愛媛県「ハンセン病の歴史」
<http://www.pref.ehime.jp/h25500/4404/rekishi.html>、更新日：2013年1月15日
- ⑨ 宮坂道夫『ハンセン病重監房の記録』集英社新書、2006
- ⑩ 武田徹『「隔離」という病：近代日本の医療空間』中公文庫、2005
- ⑪ 青井未帆「ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決」『信州大学経済学論集』54号、2006、153-165
- ⑫ 中村茂「草津湯之澤における聖バルナバ・ミッションの形成と消滅：コンウォール・リー女史とハンセン病者救済事業について」『桃山学院大学キリスト教論集』、no.35、pp.67-95、1999
- ⑬ 社会福祉法人リデルライトホーム
http://www.riddell-wright.com/history_index.php
- ⑭ 森川恭剛『ハンセン病と平等の法論』、法律文化社、2012
- ⑮ 青山陽子『病の共同体：ハンセン病療養所における患者文化の生成と変容』、新曜社、2014
- ⑯ 黒坂愛衣『ハンセン病家族たちの物語』世織書房、2015
- ⑰ 愛知県ハンセン病の記録
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kentotaisaku/0000010304.html>
- ⑱ 沖縄楓の友の会編『ハンセン病回復者手記』、(財) 沖縄県ハンセン病予防協会、1999（この本は、公益財団法人沖縄県ゆうな協会より寄贈いただいたものである。記して感謝する。）
- ⑲ 岡崎陽一「明治大正期における日本人口とその動態」
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/14167501.pdf>

※なお、URLの閲覧日はすべて2016年10月29日

1. 視点：「隔離」のリアリティ

「隔離」という語は、それ自体隔て離すという素朴な成り立ちであり、また隔て離すことによってより多くの周囲への感染が阻まれるというイメージ——実際、インフルエンザの季節に発熱し病院の小部屋に案内された経験など、誰にもあるだろう——も、受け容れられやすいのだろう。それだけに、私たちは例えば、人目を憚る不自由さと感染症とのトレードオフといった、よくある「隔離」やむなしのステレオタイプに留まったままなのではないだろうか。

だが、今から15年前、「厚生大臣によるハンセン病政策の策定・遂行上の責任と国会議員の立法行為（不作為を含む。）について責任」（⑪、154）を問うたハンセン病国家賠償訴訟において、その責任や違法性を断罪した熊本地裁判決（平成13年5月11日）が国の控訴断念によって確定判決となって以降、次第に明るみに出てきた、療養所での断種、墮胎、重監房での監禁致死（⑨）。今私たちは、「隔離」という語からこんなことまで、とは、よもや思いつきもしな

かったグロテスクな事実にふれた後、の時代を生きている。

また、武田徹の次の指摘、すなわち「康德六（一九三九）年十一月には満州国国立療養所同康院が奉天（現・瀋陽）郊外に開設され、翌月から患者の隔離収容がはじまっ」たことに象徴されるように、日本のハンセン病患者隔離政策が列強へのキャッチアップを急いだ「近代国家」化と機を一にするものであったこと（⑩、50）、そして隔離施設そのものが「いかにハンセン病が恐ろしい病気を訴えるメディア」（⑩、38）の役割を果たしていたこと、を知った後では、私たちはわが国ハンセン病に係る「隔離」が相当周到に考えられ実行された「隔離」策であったと見抜かなければならないのではないかと。

くわえて、長年に亘る患者への参与観察やライフストーリー調査の成果（⑫、⑬）、地方行政の良心を示す患者の声の記録集（⑭、⑮）を読み知った後、私たちに求められるのは、わが国のハンセン病に係る「隔離」について、少しでもそのリアルな像に接近していくことだろう。

さて、この視点からみて、この研究ノートが取り上げる『癩患者の告白』は、どのような資料なのだろうか。

2. 『癩患者の告白』前後の関連法の動向

『癩患者の告白』発表の前後、わが国のハンセン病「隔離」策がどのような展開をたどったかについては、関連法の動向から解することができる。

明治時代の法律でハンセン病問題を扱ったものは、1907年（明治40年）3月18日の法律第十一号「癩予防に関する件」を嚆矢とする。「癩予防に関する件」第二条では「癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ医師又ハ当該吏員ノ指示ニ従ヒ消毒其ノ他予防ヲ行フヘシ」とされており第十一条で第二条違反への罰金を科している。第三条には「癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官庁ニ於テ命令ノ定ムル所ニ従ヒ療養所ニ入ラシメ」「但シ適当ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲヒキトラシムヘシ」とあるから、この段階では「隔離」が法定であったとは言えない。また、第四条には「主務大臣ハ二以上ノ道府県ヲ指定シ其ノ道府県内ニ於ケル前条（第三条）ノ患者ヲ収容スル為必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得」とあり、「隔離」先が、国立の特定の療養所に限られていたわけではないこともわかる。（①、345）

こうしたことから、「癩予防に関する件」の段階では、それが「ハンセン病患者の隔離・撲滅」という本音と、システムとしての患者救済という相反する一面を有していた」（②、72）との評もあるように、法的には「隔離」一辺倒ではなかったとみることができよう。¹⁾

実際、この時期には、ハンセン病患者が自然に集まって自治的な集団を形成していた例が各地にみられたようである。例えば、②、③、④で森らを取り上げた「草津湯の沢ハンセン病自由療養地」はその典例である。群馬県吾妻郡草津町には、温泉の効能、点灸療法をたよって全国からハンセン病患者が集まり、後に草津町は湯の沢地区を町村制68条による行政区に指定、納税、選挙／被選挙権、部落自治（町会議員、部落協力員、隣保班）が実現していた。患者たちは、「労働共救会」を設立して、近隣の工事等を受注、「労働量によらず、労働日数による賃金の平均配分」（②、17）をしていた。「ハレルヤ商店」という「薄利で生活用品を販売」する

消費組合も結成された。(②、39)

しかし、こうした「自由療養地」ベクトルとは別に、「隔離」ベクトルも強まってくる。1915年(大正4年)には光田健輔(全生病院院長、当時)が断種手術を開始する。1916年には、「癩予防に関する件」が改正される。改正の要点は「第三條 行政官廳ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ国立癩療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ」(「第四條ノ規定」とは「主務大臣の指定」を指す。)(①、344)にあり、上記改正前の第三条と比べれば、「国立癩療養所」への「入所」が強められていることがわかる。実際、その理由は次のとおりであった。

〔明治四十年法律第十一號中改正法律案理由書〕

從來明治四十年法律第十一號ニ依レバ療養所ハ療養ノ途ヲ有セズ且救護者ナキ癩患者即チ主トシテ浮浪徘徊ノ癩患者ヲ收容スルコトヲ目的トシ而モ其ノ費用ハ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔ヲ原則トセリ斯ケテハ其ノ收容スベキ患者ノ範圍狭キニ失シ、費用ノ負擔關係ノ如キモ追徴ニ因リ不測ノ弊害ヲ招来シ事實之ガ徴収困難ナルノ狀況ナリ且癩豫防上ヨリ見ルモ消毒ノ勵行、私立療養所ノ監督ニ遺憾ノ點ナシトセズ加之患者又ハ其ノ家族ニ對スル生活費ノ補給、醫師又ハ公務員ノ秘密嚴守等ノ規定ニ缺陷アルヲ以テ右諸點ヲ改正シ病毒傳播ノ虞アリト認メラルル患者ハ之ヲ國立又ハ道府縣立療養所ニ入所セシメ其ノ經費ハ總テ國庫又ハ道府縣ノ負擔タラシムルノ要アリト認ム是本案ヲ提出スル所以ナリ」(①、345)

みられるように、この理由書では、「浮浪徘徊」、「其ノ收容スベキ患者ノ範圍狭キニ失シ」「私立療養所ノ監督ニ遺憾ノ點ナシトセズ」など、それまでの「療養所への收容」の不十分さが強調され、「其ノ經費ハ總テ國庫又ハ道府縣ノ負擔タラシムルノ要アリ」と公費負担を厭わず「收容」を推し進めようとする意図が明らかである。

そして、この改正の翌年1917年(大正6年)に、「患者懲戒・検束に関する施工規則」ができる。その第一条、二条を見逃すわけにはいかない。

第一条 療養所ノ長ガ被救護者ニ對シ懲戒又ハ檢束ヲ行ハントスルトキハ本則ノ規定ニ依ル

第二条 懲戒又ハ檢束ハ左ノ方法ニ依リ執行ス

- 一 譴責 叱責ヲ加ヘ誠意改悛ヲ誓ハシム
- 一 謹慎 指定ノ室ニ静居セシメ一般患者トノ交通通信ヲ禁ズ
- 一 減食 主食並ニ副食物ヲ減給ス
- 一 監禁 独房ニ拘禁檢束ス

<http://www.pref.ehime.jp/h25500/4404/tyoukaikensakusaisoku.html> (⑧)

この二つの規定からは、「療養所ノ長」に「懲戒又ハ檢束」権がありその輕重判断の根拠詳らかではなくとも「監禁」さえ可能であることが、読み取れる。これは、紛れもなく「隔離」のための権力行使の宣言である。

おそらくこのように「隔離」ベクトルが強められていくことに危機感をもったのだろう。「自由療養地」を求める声も強まる。

1919年には第41回帝国議会衆議院で土屋清三郎ら13名が建議案「政府は癩患者をして、その家族より離れて部落生活を営ましむるため、適当な施設をすべし」(④、219)を提出、1920年には保健衛生調査会(内務省諮問機関)が「癩予防要綱」にて自由療養地の提案(ibid.)を行っている。また、上記湯の沢地区長は1922年帝国議会に自由療養地認定の建議を提出している。以下である。(④、220)

群馬県吾妻郡草津町湯の沢区を癩患者の自由療養地とする件

1. 自由療養地の建設は癩予防政策および患者救済ならびに国家の権威保持に必要となること。
2. 湯の沢部落を自由療養地とするの利益
 - イ. 古来草津温泉の癩疾患に特殊の効験ありとの伝説により来草患者多きこと。
 - ロ. 現行制度の下に於ける根本的隔離実行に比し経費少きを期し得ること。

内務省衛生局が『癩患者の告白』を「各道府縣立癩療養所長に對して徴し」たのは、こうした「隔離」と「自由療養地」がせめぎ合っている最中の、1921年(大正十年、発表は1923年(大正十二年))であった。

次第に「隔離」へと傾く国策の下、なぜ明治国家官僚機構の中樞たる内務省が、106名もの患者に「発病當時の感想、隠蔽及治療に對する苦心、社會の患者及其の血族に對する嫌惡、壓迫、遂に故郷を去りて遍歴するに至る経緯」「浮浪徘徊」「収容當時の心理状態」「將來の希望」を「徴し」発表したのだろうか。この問いを念頭に、今度は『癩患者の告白』前後の関連調査を洗ってみよう。

3. 『癩患者の告白』前後の関連調査の特徴

『癩患者の告白』は、患者の告白の収集発表という、数値化されたデータによる代表性を旨とする官庁調査としては珍しい特徴をもっている。この点では、確かに単独の調査である。

だが実は、前後をみても、『癩患者の告白』はそれを含む一連の、広義のハンセン病関連調査の内のひとつとみることできる。ここで広義の関連調査とは、具体的には、内務省衛生局保健衛生調査會第四部(癩)議事速記録に残っている、1917年(大正八年)全國私立癩療養所長への、今で言えばヒヤリング調査、そして同年内務省衛生局が各府縣警察部(東京ニ於テハ警視廳)を通じて行った癩患者統計、1918年(大正九年)に内務省衛生局調査課が編集発表した「各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ關スル概況」を指す。(①、74-171)(以下、順に『速記録』、『患者統計』、『概況』と表記する。)

まず『速記録』からみていこう。

「緒言」には、このヒヤリングが、「大正八年十二月十九、二十乃兩日」「癩豫防ニ關スル根本方針確立上ノ參考トシテ全國公私立癩療養所長に會同ヲ求メ」ることを目的に開かれたもの

であることがわかる。「当日出席シタル公私立者癩療養所長」は以下のとおりである。

公立療養所園長：第一區全生病院長、第二區北部保療院長、第三區外島保療院醫長、第四區
大島療養所長、第五區九州療養所長

私立療養所園長：慰廢園長、草津聖バルナバ病院長、神山復生病院長、回春病院長

この内、第一區全生病院長は光田健輔であり、草津聖バルナバ病院長は、既述した「草津湯の沢ハンセン病自由療養地」で日本聖公会が行ったハンセン病患者救済事業「バルナバ・ミッション」(③、21)の中核をなすバルナバ病院の院長、コンウォール・リーである。(⑫、pp.67-95。なお、バルナバは新約聖書「使徒行伝」に書かれた初期キリスト教会の一員であり、聖人である。)

コンウォール・リーは、『速記録』では「ゴルンウォールリー嬢」と表記され、回春病院長に続いて次の発言をしている。なお、回春病院長とは、1895年(明治28年)に熊本に「ハンセン病救済動の草分けの一つ」として回春病院を設立した、イギリス国教会伝道教会ハンナ・リデルのことである。(⑬)

「一ツノ方法ハ癩病人ノ別ナ村ヲ作ルコトデゴザイマス、先生(ハンナ・リデル。後藤補)ノ仰シヤツタ通りサウイフ便ガ與ヘラレマシテ家ガ建テラレマスト、又人ガ自由ニ草津ト同ジヤウニ方々ヲ歩クコトガ出来マスナラ能ク色々ナ働ガ出来ルケレドモ皆極ツテ段々働ク力が(ママ)無クナリマスカラ當リ前ノ村ト同ジヤウナ考デハイケマセヌ、ソレデ病人ノ補助ガ入用デゴザイマス、初ハ金ヲ戴イテ、ソレカラ皆自分ノ働ニ依ツテ食ベルコトヲシマス」(①、76)

この発言からは、「草津湯の沢ハンセン病自由療養地」のような「癩病人ノ別ナ村ヲ作ルコト」が当時の私立療養所園長たちにとって、宗教を背景とした、既にある程度経験済みの、そして今後も有望と考えられるアイデアであったこと、その「別ナ村」では、「初ハ金ヲ戴イテ、ソレカラ皆自分ノ働ニ依ツテ食ベルコト」がめざされ、さらに「段々働ク力が(ママ)無クナ」ることを見越して、「病人ノ補助」をすることも考えられていたこと、がわかる。

コンウォール・リーのこの発言に対し、光田健輔の次の発言が残っている。

「先程カラ色々私立療養所長ノ御話ガアリマシテ、我邦ノ癩豫防ニ付テ第一ニ着手サレタノハ日本人デハナク外國ノ紳士淑女デアッタノデアリマス、其癩患者ノ長イ間ノ親切ナル恩人カラ今日色々ノ御話ヲ拜聴シマシテ、サウシテ我々療養所長ハ我邦ノ此憐ムベキ患者ニ對シテハ餘程盡サナケレバナラヌトイフ感ヲ益々深く致シタノデアリマス」(①、81)

ここだけなら、光田は一見コンウォール・リーの見解に敬意を払っており、そうであれば「自由療養地」ベクトルを尊重する姿勢の表れにもみえるが、しかし光田の発言記録には、この後、次のような内容が続く。

まず、ハンセン病患者の収容を押し進めなければならない懸案事項が挙げられる。それは、警察調査などによれば全国の癩患者収容数が全国5か所の公立療養所その他私立療養所への収容が進み減少してはいるものの年間の新患者発生数が「二千以上」とする「私一個ノ推算」からすれば患者実数（の増加）を楽観できないこと、公立／私立療養所に収容されずに「忍ベカラザル辱メヲ受ケテ押入レノ中ニ忍ンデ居ッタリシテ居リマスガ、ソレガ爲メニ家族内ニ傳染ヲスル本トナリ、又其家族ニ忌ミ嫌ワレテ、サウシテ浮浪徘徊ノ徒ニナル」こと、「米國ニ於ケル癩患者ノ監護處置法」トイフ書籍ノ中ニ、（中略）逃ゲル場所ガナクテ豚小屋見タヨウナ中ニ野垂死ヲシタ」例が載っていたこと、「現ニ草津ノ如キモ一個ノ自主的ノ癩村ガ出來テ居リマシテ、唯其處ニ缺如スルノハ重病者ニナツテ這入ル所ノ場所ガナイトイウコト」、「任意的ニモ強制的ニモ移スコトニナレバ家族傳染ハ防ゲルト思フ」こと等、である。（①、81-82）

そしてそうした光田流の状況認識に照らしての、公立収容所の実態の高い評価が続けられる。「病メル夫ヲ妻ガ世話シ、ソレカラ病弱ナル婦人ヲ亭主ガ世話スルトイフコトモ亦絶對的ニ禁ズルコトデハナ」く、「現ニ」たくさんの収容者が「夫婦ノ關係ニ在ル」し「其生レタ所ノ子ハ相當ノ設備ノ下ニ之ヲ救済スルトイフヤウナ風ニナツテ」いるなど、「懲戒檢束トイフコトヲヤラネバナラヌヨウニナツタノハ實ニ療養所トシテ遺憾」ではあるが、「頗ル満足ナル結果」にあると評価できると、しているのである。（①、81-82）

光田健輔のこうした発言内容は、1907年（明治40年）の法律第十一号「癩予防に関する件」のフェイズでは、「自由療養地」が既にあった中で「自由療養地」ベクトルをもつ私立療養所を含めたハンセン病患者の療養のあり方も考え得たが、1916年（大正5年）の患者収容を推し進めた癩予防法改正及び1917年（大正6年）の「患者懲戒・検束に関する施工規則」以降のフェイズでは明らかに「隔離」ベクトルが望ましいのだ、と主張しようとするものであろう。

だが、この『速記録』が作られた1917年には、既述したように、光田自身による断種手術が開始されている。「夫婦ノ關係」も「子」の「救済」も、光田の発言どおりだったとは考え難い。

『ハンセン病重監房の記録』には、次のような指摘がある。

「男性患者の不妊治療だけでなく、女性患者に対しては強制的な人口妊娠中絶が行われた。それどころか、中絶というよりは「嬰兒殺」というべき処置もあった」（⑨、115）

また、「患者懲戒・検束に関する施工規則」を盾にとった「療養所ノ長」による「監禁」は誰もチェックできない「胸三寸の監禁」であり、死亡者を出すまでに至るのである。（⑨、145）その暴走の始点は、「隔離」ベクトルを「遺憾」ではあるが「頗ル満足ナル結果」としたこの『速記録』の自画自賛にあったのではないか。

『癩患者の告白』に先立つ1917年（大正八年）全国私立癩療養所長へのヒヤリング調査はこのような危うさを孕んだものようである。

なお、『速記録』には「自由療養地」ベクトルの「自由」について注意すべき内容も残っている。ハンナ・リデルの衛生局長宛ての手紙がある。

Will you, if possible, make it plain for me that I suggest segregation of sex at present- only in having different and quite separate asylums for men and women. It will be an object lesson for the nation and prepare the way for dealing with larger numbers taken in. (①、95)

これは「男女別の異なったまったく分離された収容施設」においてのみ「性の隔離」が実現する、とする意見であり、とりようによっては、「自由療養地」ベクトルの「自由」が、ある種の宗教的な規律の下での「自由」であったかもしれない、危うさを孕んでいる。(⑭、pp.51-52)

光田健輔やハンナ・リデルの発言にみられる、『速記録』のこうした「危うさ」に留意しつつ、『患者統計』に移ろう。

『患者統計』は、いわゆる質問票調査であり、「癲患者調査表記入方ニ關スル注意」で「大正八年三月三十一日現在ニヨリ最モ精確ヲ期スルコト」とされ、調査票の整理は「調査セル警察(分)署ノ臺帳ニ番號ヲ附スルコト」など、相当に準備された調査実施手続きをもっていたことがうかがわれる。(①、140)「癲患者調査表」は、「番號、體性別、現住所、本籍地、職業、年齢、療養資力ノ有無、療養所別、家族中ニ同病患者ノ數」の9項目から成るものである。(①、141)

調査結果をみていこう。

37地方(都府県)の「癲患者百分比例」をみると、多い順に10.72、9.21、6.64、4.30%であり、それらの地方を除くと、他は3%台以下である。全国の患者総数は「合計16,261人」である。(①-141)患者の内、有業者は13,176人、無業者は3,085人で有業者が81.03%である。「無業家族ハ僅カニ18.97%ニ過ギズ」との指摘がある。(①、147)有業者は、「農業、牧畜、養蚕等」が8,149と過半を占め、その他1次、2次産業に従事している。少ないながら、「公務員及自由業」「教育ニ關スル業」もみられる。「療養資力ノ有無」では、「療養資力ノ無キ者」が10,667と「療養資力ノ有ル者」の5,569を大きく上回っている。(①、145)

「療養所ノ種類」は次表のようである。(①、149)²⁾

| | 男 | 女 | 計 |
|--------|-------|------|-------|
| 府縣立療養所 | 919 | 331 | 1250 |
| 公私立病院 | 126 | 63 | 189 |
| 自宅 | 10578 | 4176 | 14754 |
| 其他 | 46 | 21 | 67 |
| | 11669 | 4591 | 16260 |

「一家中ニ於ケル同病患者」については、次のように記載されている。

「一家族中ニ於テ癲患者一人ナルハ15,164人ニシテ患者總數ノ95.08%ヲ占メ亞デ二人ナルハ307組延人員614人ニシテ患者總數ノ3.78%ヲ占メ亞デ三人ナルハ50組延人員150人ニシテ0.92%ヲ占メ亞デ四人ナルハ九組延人員36人ニシテ0.22%ヲ占ムルモノト之レヲ要スルニ同病患者二人以上ノ延人員ハ800人ニシテ其ノ率4.92%ナリトス」(①、150)

『患者統計』の翌年大正九年から開始された国勢調査に基づいて、国勢調査が未だ行われていなかった大正七年の日本の人口推計を行った岡崎陽一によれば、当時の日本の総人口は54655021人であった。(⑩、17)『患者統計』のデータが集められた大正八年の総人口が岡崎による大正七年の総人口推定と大きな違いがないと仮定すれば、患者総数16,261人の総人口比は、0.03%である。素朴な試算ではあるが、これは、少なくともハンセン病が感染症として猖獗の状態にあったとまではみなしがたいことを示唆しているのではないだろうか。

また、『患者統計』の示す主要な患者像を大づかみに整理すれば、自宅有業、とみて差し支えなく、問題は「療養資力ノ無キ者」が過半を占めている点に絞られるのではないか。

『患者統計』から読み取れるこうした示唆に留意しつつ、1918年(大正九年)に内務省衛生局調査課「各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地に關スル概況」調査、すなわち『概況』に移ろう。

『概況』は、「衛生局長ヨリ各地方長官ニ照會シ」た「各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地狀況ノ一端」についてまとめたもので、まず、「全國一■三府四十三縣中」該当した「一■二府二十九縣」の「癩部落、癩集合地」について、「癩部落数」「癩集合地数」「口碑傳説ニ依ル癩部落数」「口碑傳説ニ依ル癩集合地数」「現在患者數」が表になっている。(①、98-99)

次に、「各地方ニ於ケル癩部落、癩集合地ニ關スル概況」(大正八年十二月末現在)の表がある。その表は、「癩部落、癩集合地ノ所在地」「部落集合地成立ノ沿革」「治癩専門醫、治癩ニモチヒラレツ、アル温泉、鑛泉、鍼灸、家傳藥、秘法等ノ有無」「信仰對象ノ有無及其信仰ノ由來」「當該部落集合地ニ於ケル一般戸數、人口並現在ニ於ケル患家及患者數」「患者ノ日常生活關係患者ト周圍健康者トノ關係、他部落住民トノ縁組其ノ他社交關係」「各季節ニ於ケル患者移動ノ狀況」の7項目から構成されている。(①、100 - 113)

この内、「當該部落集合地ニ於ケル一般戸數、人口並現在ニ於ケル患家及患者數」をみると、既出の「自由療養地」のあった群馬の草津での患者の集合数が「二七八」であるが、それを除けば「三十五」が最も多く、他は「患者ナシ」～「十五」の範囲である。(ただ、同じ県の中でいくつかの「部落」を調べているので、それを県単位で合算すれば、「患者ナシ」～「四十九」の範囲となる。)

「當該部落集合地ニ於ケル一般戸數、人口並現在ニ於ケル患家及患者數」と「患者ノ日常生活關係患者ト周圍健康者トノ關係、他部落住民トノ縁組其ノ他社交關係」項目からは、「當該部落集合地」のようなハンセン病患者が集積する環境にあっても、ハンセン氏病が感染症として、強い感染力があったと言えるような事態には至っていなかったことが示唆されよう。これは、既にみた『患者統計』の示唆に通じるものである。少なくとも、『速記録』での光田の、「年間の新患者發生数が「二千以上」とした「私一個ノ推算」とは計算が合わない。³⁾

さらに読み取っておかなければならないのは、上記二項目を含め、『概況』の中には感染経路や感染率についての記述がまったく見当たらないことである。ハンセン病については今日でもなお医学的に發生機序については詰め切れていないようなので、昔日にあって、菌そのものの感染を追跡することはむずかしかつたのだろう。しかし一般に、公衆衛生上の問題として感染症が現れたときには、感染者→非感染者→感染者の感染経路を疫学的な聞き取り調査によってたどることは可能であるし、またそこからおよその感染率を推算することも可能である。

なぜ『概況』調査は感染経路や感染率に迫ろうとはしなかったのだろうか。疑問が残る。

『概況』へのこの疑問と先述した『速記録』の危うさから、あらためて当時のハンセン氏病をめぐる問題像とはどのようなものだったのか、整理しておこう。前節の関連法の動向と併せて、少なくとも次のような特徴を挙げることができよう。

1. ハンセン病療養者をめぐっては、1907年（明治40年）法律第十一号「癩予防に関する件」下では、家族、「草津湯の沢ハンセン病自由療養地」のような患者集団、宗教ベースの私立療養所、公立療養所の4者が主要な登場人物である。
2. 4者のいずれかが他に対して比較優位にあったわけではない。患者家族自身ハンセン病への「嫌忌」が根強く、コスト（金、手間）が大きな負担であり、療養者の世話ができる家族は限られていた。今で言うケアする者のケアの問題など、当時は考えにくかっただろう。また、仮に世話ができたとしても患者は「幽閉」や「引籠り」状態に陥りやすかった。「草津湯の沢ハンセン病自由療養地」のような患者集団では、自活の道をどう実現していくか、「病人ノ補助」、重症者をどうするか、が懸案だった。宗教ベースの私立療養所では、宗教的規律と性など、活動理念とハンセン病療養者の生活世界との葛藤が起こる可能性があった。公立療養所では、自画自賛的な評価や不十分な調査分析根拠など、公正性に問題が生じやすかった。
3. こうした、どれも決め手であったわけではない中で、「救護者ナキ癩患者即チ主トシテ浮浪徘徊ノ癩患者ヲ收容スルコトヲ目的トシ而モ其ノ費用ハ本人又ハ其ノ扶養義務者ノ負擔ヲ原則トセリ斯克テハ其ノ收容スベキ患者ノ範圍狭キニ失シ」を理由とし国立療養所への「收容」を強化する「癩予防に関する件」改正が行われる。翌年には「患者懲戒・検束に関する施工規則」も定められる。この「患者懲戒・検束に関する施工規則」とは、物理的に外部と隔てられた公立療養所に收容したうえで、そこでの生活行動についても制限を加えようとする、ゴフマンで言えば、「全制的施設 total institution」をめざしたものであったろう。⁴⁾
4. しかし、公正性に問題のある公立療養所に強制権を持たせたがために、療養所でのハンセン病療養者の生活世界は、「胸三寸の監禁」、断種、墮胎の脅威に脅かされるものとなる。これは、ヒトが体験しなければならなかった実にグロテスクな「隔離」バクトルの結末である。

それにしても、法改正や施工規則の前では、「自由療養地」バクトルなど、跡形もなかったのだろうか。

既述したように、「草津湯の沢ハンセン病自由療養地」は、「近隣の工事等を受注、「労働量によらず、労働日数による賃金の平均配分」し「薄利で生活用品を販売」する消費組合」をもつなど、自治的な集まりとして相応の実体を有していたものと認められる。にもかかわらず、なぜグロテスクな「隔離」バクトルの結末が史的現実として在り、少なくとも監禁、断種、墮胎とは相容れることのない「自由療養地」バクトルの方は、森ら気鋭の研究者たちがすくいとっ

ておいてくれなければおそらく日の目も見なかったマイナーな出来事として、筆者の目の前に在るのだろうか。

この問いを念頭に、『癩患者の告白』を読んでいくことにしよう。そこから浮かび上がってくるのは、「自由」を奪われたヒトが少なくとも持ち得る「自由」である。

4. 『癩患者の告白』の「自由」

読み進めていく手始めとして、『癩患者の告白』の文書としての体裁を整理する。

今回対象とする復刻版資料『癩患者の告白』(①、173-282)は、縦書き上下二段組みで、上下段各々の真ん中にいわゆるノドに当たる空白行があり、その空白行の左右に漢数字で元の頁数が記されている。元の頁数だと、全体で「四三八」頁に及ぶ。『癩患者の告白』所収の「告白」者数は106名で、各「告白」者については、「○ ○ ○ (女) 二十八年」のように、氏名を伏せ、次いで()内に性別、年齢の順に記載されているものが多い。ただ、「○ ○ ○」だけで、性別、年齢のないものもある。「○」の数は、2から6個まであり、「○」間の間隔は一定ではない。「○」の数や間隔と伏せられた氏名が対応しているかについてはなにも記されていない。「告白」者間は波線で区切られている。各「告白」には、最初にひとつ見出しが付けられているものもあれば、各「告白」の途中にいくつかの小見出しが付けられているもの、見出しも小見出しもないもの、がある。各「告白」者がどの療養所に入所中であるかは、各「告白」の中に言及がないかぎりわからない。各「告白」の分量はまちまちである。

こうした文書体裁をもつ『癩患者の告白』について、各告白の所収順に連番を付し、上記「○」の数、「性別」、「年齢」、生年記載を含め年齢を数値にした「年齢(数値)」、各「告白」の1行目から最終行までについて、1行目が見出しか本文か、段落替えや最終行などで行の途中に句点がありその行の残りが空白となっているか、を問わず、行数を数えた「行数」、各告白の中のとくに「希望」に係る記述の抜粋、を整理したものが、次に掲げる<『癩患者の告白』整理表>(以下、<整理表>)である。

<『癩患者の告白』整理表>

| 所収順 | ○ | 性別 | 年齢 | 年齢 (数値) | 行数 | 「希望」に係る記述 |
|-----|---|----|---------|------------|-----|---|
| 1 | 4 | 女 | 二十八年 | 28 | 306 | 私達には嵐のみで快晴をみることなく、悲哀のみで歡樂に逢ふこともない。 |
| 2 | 3 | 男 | 三十五年 | 35 | 585 | 希望 癩患者を全部収容して下さい。(中略) 患者を取締るに嚴重なのは誠に結構です。而し其者としては餘り有難くないが、國家人道の爲と思へば何んともありません。其の代り一つ御願があります。一、療養所を千人迄とする事 一、境界を排して外出の自由を許す事 一、全生院と慰廢園と復生病院との長所を取って研究して下さい |
| 3 | 3 | 男 | 四十三年 | 43 | 165 | 私の命が此先幾年保たれるか知らないが、永遠に生くる希望を以て御攝理の下におかれたる事を喜んで、茲に擱筆する事にした。 |
| 4 | 4 | 女 | 二十七年 | 27 | 75 | 死を微笑んで待つ私には與へられなく、此命あるが故に、此忌はしい肉體を以て未だ此肉の誘惑のため、靈への憧憬を斷たれて居ります。何と云ふ淺間しい人間でございませう。 |
| 5 | 4 | 男 | なし | | 325 | (前略) 病者といふよりも不具者として、その生涯の半以上生存し得るからである。(中略) 然し乍ら之は現下の病院内に於ての施設には不適である、否病院が不適である。是非廣大なる原野を要する。勿論都市に便を有し、薪水の便も備らねばならぬ。(中略) 吾人は以上の救済策を、村落生活と假に稱す。 |
| 6 | 4 | なし | 四十年 | 40 | 46 | 今や科學の進歩するに當り、何等の功果も<認>めずして斯る不治の病疾を安ずるの外なき苦境に沈むこそ、返すゞも遺憾の至りであります。幸に御諒察を乞ひ、將來理想の隔離を施設さんことを希望して止まないのであります。 |
| 7 | 4 | 男 | 四十年 | 40 | 67 | (三) 將來に於ける希望 (前略) 形式的治療に流るゝ如き(中略) 殊に近來副食物の粗悪なる(中略) 仕送りを受け得ざる者は常に苦痛を感ず。(中略) 終りに臨み最も焦眉の急に迫れるは、不自由室の建設之なり。 |
| 8 | 4 | 男 | 明治十九年五月 | 35 | 45 | (前略) 持つて生れたる病氣不幸な者とあきらめて居ります。 |
| 9 | 4 | 女 | 二十二年 | 22 | 31 | 果敢なき生に希望たへて、若い胸のもゆる思ひを如何にせんすべもなく、美しき若い女のほこりを失ふて、私は朽ちるので御座いますよ……………。 |
| 10 | 4 | 男 | 三十七年四月 | 17 | 8 | 幸ひなる哉現在は當院に収容せられて、大君の御恩を感謝しつつ餘生を送つて居ります。將來は全國幾萬の同病者は、一定の場所に収容せられて、もう少し自由なる身となつて、適當の仕事を成しつゝ、後半生否未來を信じて、心身共に安らかに養生の出来る様に、日夜祈り居る者であります。 |

| | | | | | | |
|----|---|----|------|----|----|---|
| 11 | 4 | なし | 二十五年 | 25 | 7 | 未來の望みは、我が國の同病者は、一定の場所に集ふて、共に語り、共に助け、共に樂みを求めて、睦み親みつゝ餘生を安樂に送る事の出来る様に希望する者であります。 |
| 12 | 4 | なし | 三十五年 | 35 | 19 | (前略) 一つの大きな自由の癪村を設置して頂き、最善の方法を講じられん事を常に理想としているのであります。 |
| 13 | 4 | 男 | 二十四年 | 24 | 31 | 私は現在の収容所内で切實に其必要を感じたのは、無為にして暮す時間に或る勞働を與へて戴きたいことです。(「或る」以降傍点付き) |
| 14 | 4 | 男 | 三十五年 | 35 | 22 | 一、癪村或ひは遠島等を設置して、貧富の差別なく病者全員を隔離なし 二、病者中健康なる者には適當なる製産事業を與へ 三、設置區内に於ける各自の自由を許し給ふ事 四、病弱者 は病舎を設置して官費を以て入院の自由を許し給ふ事 (空白ママ、箇条書き番号以外全てに傍点付き) |
| 15 | 4 | 男 | 三十五年 | 35 | 22 | (前略) 衛生上理想の場所に徹底したる隔離所を建設して、貧富貴賤を問はず収容し一定の範圍内は彼等に自由なる行動をなさしめ、生活 安定を與へて社會との交渉を斷ちて絶對の防止に努め活社會をして遺憾なからしむよう、宜敷其方法を講じられん事を希望して止まず、(後略、空白ママ、この箇所全てに傍点付き) |
| 16 | 3 | 男 | 二十九年 | 29 | 29 | 三、將來の希望 (イ)、本病は傳染病なりと雖も、(中略) 傳染力の甚しきものにあらざること (中略) 輕症にして未だ外面に甚しく表はれざる程度の者は成る可く社會にありて相當の家業に就かしむる方針を取られ度き事 (ロ) 或る程度迄病症の進行したるものは、本人又は保護者の希望により、(中略) 任意に療養所に入ることを得せしめられたきこと (この箇所傍点付き、「任意」は◎で強調) (ハ) (前略) 高野山其他に於て殊更醜體を装ひて一般人の同く情をそゝり、以て別種の快を貪る徒輩に對しては最も嚴重なる所置をなし、國立療養所を設け永久に普通の患者と區別せられたし。(傍点付き) |
| 17 | 2 | 男 | 二十四年 | 24 | 22 | 私としての將來の希望は、たゞ一日も早く、適當なる島を吾々患者に與へられん事を望む次第です。而してそのレブラ島で自由な生活を送りたいのです。(「將來」以降傍点付き) |
| 18 | 2 | なし | 三十年 | 30 | 22 | 將來貧富の差別なく理想の場所に収容し各自自由なる生活を與へて不幸なる病者を慰安すべき方法を講じて頂きたいと思ひます。(傍点付き) |
| 19 | 4 | 男 | 四十年 | 40 | 31 | (前略) 將來の希望は政府に於て衛生に重きを置くなれば、適當の島を選び、遠島隔離なしツの島を癪患者の一つの世界となし、財産の有無を問はず、上中下の區別なく、(中略) 何とか宜敷き方法を考へ、近き將來に於て遠島隔離になされん事を望む (後略、傍点付き) |
| 20 | 4 | 男 | 四十七年 | 47 | 15 | 私は將來今少し自由な癪村とでも云ふ様な一定區域で出來得るだけの仕事をして置いて貰ひたへものです。(傍点付き) |
| 21 | 4 | 男 | 二十六年 | 26 | 28 | (前略) 本病者最善なる理想として、一定の場所に集合せしめ、自活的生活が出來得る事を希望するのであります (傍点付き) |

| | | | | | | |
|----|---|---|------|----|-----|---|
| 22 | 4 | 男 | 三十二年 | 32 | 158 | 始めて上った此の島、どれ丈か樂園に見えるでしやう。(中略) 狭い私共の區域は、(中略) 身の置き所もない程、たいくつで苦しみます。(中略) 終りに患者一同は所長様に満腔の信任を拂って、死に臨んで其病人は所長様に見て貰ふと、喜んで笑つて死にます。私共の幸福です。 |
| 23 | 4 | 男 | 三十八年 | 38 | 32 | (前略) 斯くて活ける屍なる私は、此の島に誰識らずの間に土となつて終ふのであらふ。 |
| 24 | 4 | 女 | 四十八年 | 48 | 35 | 今は總てを斷念して、此の小天地の別社會も、私に取つては廣い、世界と思はれて、日々手厚き御世話を受けて、楽しく餘生を送つて居ります、上の深き御恩恵を感謝して居ります。 |
| 25 | 4 | 男 | 二十七年 | 27 | 23 | (前略) 哀れ力弱き少女は、天にも地にも頼る邊なき孤獨の身となりぬ。 |
| 26 | 3 | 男 | 三十三年 | 33 | 95 | 目下は幸にく尊い導きに依り、天地の主たる神を知るものとせられ、親しく其大愛に觸れ、長らくの間多くの痛ましい事柄にく鎖されて居った自己の愛が、漸く茲に芽生ふるのを時を得、眞に日一日と新しい光明の世界へと導かれつゝ居るのであります。 |
| 27 | 4 | 男 | 三十一年 | 31 | 65 | 今はひたすら聖代の有難さを感謝して居ります。 |
| 28 | 4 | 男 | 五十四年 | 54 | 88 | (前略) 實に皇恩の有難さを感泣して居る次第であります。 |
| 29 | 4 | 男 | 二十三年 | 23 | 46 | (前略) 父は再三再四願出て、漸く皇恩に接しました。 |
| 30 | 4 | 男 | 四十四年 | 44 | 219 | (前略) 全く永い永い七年間、放浪の苦悶より脱して、是に蘇つたような心地がしたのであった。 |
| 31 | 4 | 男 | 三十六年 | 36 | 96 | 親兄弟にも見捨てられた病者を、俳句及諸多の娛樂を與へて、吾々の心を慰め、日々お世話して下さいの方々の御恩は、忘れてはなりませんのですが、我儘の私は、矢張時折は不平が溢れます。 |
| 32 | 4 | 男 | 三十五年 | 35 | 355 | 大阪病院に入院するや、實に何から何まで行届き、世に捨られた孤獨の身にはかゝる待遇を受け、聖恩の有がたきにむせばざるを得なかつた。 |
| 33 | 3 | 男 | 四十三年 | 43 | 35 | 最早社會に立つて活動もならず、職を辭して警察署に出願、本院に入院したものである。(中略) 嗚呼彼の病友は今何地に在つて、世のはかなき夢を結びつゝあるのであらう(後略) |
| 34 | 4 | 男 | 三十三年 | 33 | 50 | (前略) 慰廢園から此病院へ入れられて、初めて全くの安心をしたのでした。 |
| 35 | 5 | 男 | 五十年 | 50 | 55 | 私の宿望を果し喜んで居たが、斯くの如く偽りをなして、社會の目をくらまして、入院するなど、其の行爲は最も劣等にて、良心に恥ぢたれども、現今の私の立場として、是より外にく術なく、止を得ず、上の眼をくらまして行路病人となりて、入院いたしたる次第であります。只管皇恩のありがたさを感謝し居る次第であります。 |
| 36 | 4 | 女 | 三十七年 | 37 | 84 | 兎に角私等は社界の人の一番忌み嫌ふ死の一日も早く來らん事をひたすら願つて居ります。 |

| | | | | | | |
|----|---|---|------|----|-----|---|
| 37 | 4 | 女 | 十九年 | 19 | 39 | 妾は父様の病氣の長かった爲に、物心ついてからと云ふもの、泣いて暮らした時の方が多かつたのですが、病院に入れて頂いてからは、ほんとうに安心しましたのです。幸ひなるかや、自宅より御救助を得て、心身の零落を免かれしは今更ながら皇恩の難有を感謝いたし居る次第であります。 |
| 38 | 4 | 男 | 五十六年 | 56 | 53 | (前略) 移居以來生活の不安、周囲の壓迫とにより、將來の如何になり往くや、斗り知る可からず、心中密かに思ひらく、苟くも府縣立病院なるを以て、人道に反するが如き取扱はなさざる可し、寧ろ入院方を<請>願せんか等思案中、(中略) 本院に収容せらるゝの恩典に浴したり。(中略) 今後所謂呑希氣に終生したき希望なり。 |
| 39 | 4 | 男 | 三十二年 | 32 | 125 | 私共の心にも、何の望む處もない。只一日も早く終りたいと、思ふのみである。 |
| 40 | 4 | 男 | 四十二年 | 42 | 62 | (前略) 永らく望み願た全生病院へ収容さる幸ひを得た時(中略) 此の悦びは何物かにたとへん眞實安住の療養所我等一大樂園爾來欣々として保護療養を受け過去半生の辛酸は一場の夢と化し此所に餘生を送る(後略) |
| 41 | 5 | 男 | 四十四年 | 44 | 156 | (前略) 現に自暴自棄の事を色々と考へつゝ歩行してみると(中略) 君の入院手續は僕がしてやるから僕が署へ戻るまで署に行つて待つて居給へと言葉懇切に云ふてくださった時は實に飛び立つ程有<難>かつた。 |
| 42 | 5 | 男 | 三十九年 | 39 | 78 | 此の病院に来て永く居て見ますと、一文なしでは何うしても行くことが出来ません。(中略) 私如き者は一向作業の恩典に預かることも出来ず、送金の道絶えぬれば是非なく又又初志の決心も完ふすることの出来ぬ時が到来せぬかと案じつつある次第であります。 |
| 43 | 5 | 男 | 四十一年 | 41 | 297 | (前略) さり乍ら<尚>國家と義の爲身を獻げて我同胞と病に惱數萬の同病者に全能の愛を傳へ、相携へてヒーマニターの道に出で、相共に幸福をいたし度、仰て天<祐>を<祈>り、伏して其人の多きを<祈>る次第であります。(後略) |
| 44 | 4 | 男 | 三十一年 | 31 | 223 | (前略) これも前世の因果でしやう。せめて死ぬ時人の厄介にならぬやうにと思つてゐるばかりです。(後略) |
| 45 | 4 | 男 | 三十四年 | 34 | 161 | (前略) 萬事が私立病院のそれと雲泥の差である事を(中略) 斯の如き眞の樂天地あることを徹底せしめて、貧富にかゝらず、一切の同病者を包容する大病院を増設して、同じく平等一味の法水に生きて、御互に異體同心の思をしたならば、是こそ眞の常寂光土ではかならうかと、常に思ひ感謝の生活をつづけて居る。 |
| 46 | 4 | 男 | 三十三年 | 33 | 98 | 將來の希望は、五ヶ所の療養所で重輕病共同作業をして、老若男女共交際費として金二圓内外の作業が出来れば、何よりの幸福にて、楽しく病院の土となれます。 |
| 47 | 4 | 男 | 三十三年 | 33 | 85 | 私は少年時代より本病發生し、教育を廢し、我身の煩悶は一家の煩悶となり、資産は治療の資に費消し盡し、無學文盲にして、加ふるに明を失し、病中の經歷の百分の一も、言顯すこと能はず、諸賢幸に憐察せられんことを。(後略) |
| 48 | 4 | 男 | 六十六年 | 66 | 81 | |

| | | | | | | |
|----|---|----|------|----|----|--|
| 49 | 4 | 男 | 六十六年 | 66 | 82 | (前略)自暴自棄の醉を醒して前非を悔ひ、神佛に懺悔し、職員方に謝罪して、再び入院を乞ふ者皆それである。 |
| 50 | 4 | なし | なし | | 18 | (前略) 今後の希望を少しく述べん。第一に(中略)醫學會にて決定を望む。第二(中略) 精神的慰安自治の精神を與へ自治制度にして欲しい。現今の収容は我に取つては無意義の生活なれば、自治の意義ある生活を望む。(後略) |
| 51 | 4 | 男 | 三十九年 | 39 | 19 | (前略) 前途の希望を一言く述べん。我等病者を一定の場所に収容し、醫師も治療の上に熱心にし、肉體精神上に慰安を與へ、今少し自由を與へられん事を希望す。 |
| 52 | 3 | なし | 四十五歳 | 45 | 13 | 此頃買物屋の行爲如何や、社會と比すれば三割以上騰いものをつかはせあれば、吾等の苦痛如何でせうや。今より改めて買物人をく交代になさしめ給わらん事を願ふ次第。(後略) |
| 53 | 2 | なし | 四十二歳 | 42 | 13 | (前略) 役員、醫師、看護婦の患者に對する扱ひ方の一變は、筆紙に及ばず残念是に過ず、(中略) 全快迄に向はずとも、醫師親切なる慈愛なる御意を以て御診察成り、又御治療與へ給ふならば、満足である。(中略) 當今の買物品の高價には恐入たるもので、(中略) 社會で五錢のものなら拾錢である。(中略) 重病に落入たる場合は他の好養品より日本米のカユを與給へ、(後略) |
| 54 | 2 | なし | 三十三歳 | 33 | 14 | (前略) 當院には不自由室無く、夫れが爲に困難を起こすも澤山見く請候。現に體は健かで、盲目のを重病室へ入て、重病人と同食のカユなれば、是も困却に候。希くば一度は普通食を與給はらん事を願ふ。(中略) 當今慘酷はる利益をむさぼり居る、買物屋を諸役人が知りつつ此れを赦すは如何なる行爲なるや。(中略) 又看護婦等の方へも随分御注目ありて取扱不公平の無き様、又々眼科の方も(中略) 唯藥をさすのみでは不満足に候以上御願申込候。 |
| 55 | 4 | 男 | 二十七年 | 27 | 21 | 殊に吾等病者にして、輕病者の如きは、殆ど壯健者に等しく、相當な勞働は成し得る。依つて其の健康に應じ、適當な仕事に従事して、幾何か其の生活費の補充をなし、拘束されない自由癩村といふ如き一定地に、病者と雖も生きるに意義ある生活して、生きるなら其處に慰安あり、希望あり、満足あり、癩患者にして樂天地である、生きる者の意義ある者として生活成し得るを信じ、幸吾等の希望をく述べ得る機會の與へらし事を喜ぶ者なり。 |
| 56 | 4 | 男 | 三十八年 | 38 | 33 | (前略) 私としては醫長より發病以來の経過状態等を聞き、丁寧なる診察を受け得るものと思ひの外、案に相異せるを遺憾に思へり。(中略) 院内の状態等觀察するに、(中略) 霊拜場あり、圖書俱樂部あり、電氣の設備あり、風呂場あり、患者用畑あり、其他種々の設備等の完全なりしを嬉び居りしも、食物の粗悪なるには一驚せり。(中略) 亦茲に治療上に就て遺憾とする處は、眼科にして、(中略) 今少しく眼科の設備を完全にせられんことを希望するものなり。(後略) |

| | | | | | | |
|----|---|---|------|----|----|--|
| 57 | 4 | 男 | 二十五年 | 25 | 31 | (前略) 幸と當保養院へ保護収容されし後は、生活上の點即ち衣食住には不十分乍ら、さして困難を感じずと雖も、我らを見る事罪人の如く取扱ひ、犬猫の如く全然人間的待遇を受ける事できないのを口惜くも残念である。(中略) 當局者は餘りに高壓的である事を悲しくも残念に思ふものである。我らは病氣こそ有つて居れど、人間である。衣食住を一定づゝ與へられたからとて、満足する者ではない。(中略) 殊に我々青年に於ては、一層自由な人間的な生活を望んで止まない。(中略) 運動娯樂の設備、修養機關の設備を、充實し、(中略) 不自由者室を特設して、(中略) 又男女關係をして公然と結婚を許し、(中略) 少年者のためには教育場を設け、(中略) 當局者と病者間の親睦を計り、(中略) 衣食の上にも充分注意して、病室入院患者のため、養生品を與へ、醫師はもつと親切に接して、看護人の待遇を善くし、(中略) 購買を安價に呈供して貰ひたい。飲料水の設備を充分にして、浴場の水は現在不良な鹽水を廢して、清潔な淡水となす事、(中略) 現在の制度を改善して自治村を經營させてもらいたい。(後略) |
| 58 | 4 | 男 | 二十四年 | 24 | 60 | (1) (前略) 生活の安定といふ唯一つだけでも、入院を許されたと云ふことが非常な喜悅でした。(中略) 同じ悩みに悩む兄弟から受くる慰めは、荒み切つた私の心に、どれほどやわらぎを與へて呉れたことせう。微ながらも前途の光明を認め得た私の心は、初めて私の心らしくなりました。(2) 選挙に就いて (中略) 各舎長の事を議するに當つての不熱心さ (中略) 私は選挙法改正が必要と思ふのであります。(後略) (3) 重病者に對して (病室に在る兄姉のこと) (中略) せめては病床に在る者としての普通な食物を與へられんことを望んでゐるであらうと思ひます。(後略) |
| 59 | 6 | 男 | 三十三年 | 33 | 75 | (前略) 第四、一定小區域に斷然外出の出來ざる不自由さを感じる事、尚更ら故郷の兩親及兄弟、親族等の危篤、或は死報に接しても、規則としては歸宅を許されぬのが、實に吾等の爲めには不満足である、否悲しみである。物質に於ては、餘り不足は無い。(後略) |
| 60 | 4 | 男 | 四十三年 | 43 | 27 | (前略) 衣食住に決して不満足はありません。然し折角人生と生れ乍らも、疾病の爲め普通人の活動も出來ず、身相應の志望も皆<空>しく<消>失して、果なき餘生を送ること、實に實に悲しい事此上ありません。(後略) |
| 61 | 5 | 男 | 四十七年 | 47 | 30 | (前略) 當所に入院し、昭代の聖恩に浴し、懇篤なる治療、看護を享有する身となりぬ。(中略) 唯々我等の本務は、感謝して心身の攝養をなす一途を餘すのみ。 |
| 62 | 5 | 男 | 三十一年 | 31 | 25 | (前略) 其夜窃に我家の奥に親子兄弟親しき顔を合せたが、憐れまるゝ程心苦しき私は、<遂>に我家に居るに<忍>びず、健康の恢復を待ちて再我家を出立し、<遂>に當所に收容せられたり。 |
| 63 | 5 | 男 | 三十八年 | 38 | 48 | (前略) 是と言ふも偏に我が大君の御心の熱き御思召の程と、篤く皇恩の辱けなきを伏し拜んで居ります。 |

| | | | | | | |
|----|---|---|------|----|-----|---|
| 64 | 4 | 男 | 二十八年 | 28 | 99 | (前略) 東京へ出て、警視廳へ参り御願ひせし所、(中略) 養育院に入りました。目黒假收容所に居る事八十一日目に於て、二月二十一日外六名の患者と共に、本病院に護送入院出来ました。 |
| 65 | 4 | 男 | 二十八年 | 28 | 98 | (前略) 愈當日に至れば未明に起き出て 人目を避けつゝ、車上の人となり懐しき生家をあとに全快して再び歸郷する日を楽しみに停車場に至り見送りの父にも別れ一番列車に乗り込みく遂に當全生病院に收容されたのである。(完) |
| 66 | 5 | 男 | 二十四年 | 24 | 221 | 入院後失明患者として不居室に移されたが、今日迄で比較的安らかに、尚意義ある生活に入りつゝあることを感謝して、餘生を全ふすることに勉めて居るのである。(後略) |
| 67 | 5 | 男 | 四十一年 | 41 | 37 | 大正の今日迄十三年聖代の<恩>澤に<浴>し、慈父母の如き職員様の膝下に樂園の中で安逸に餘命を送るとは有難く報恩の道なき事を思ひます。 |
| 68 | 4 | 男 | 三十六年 | 36 | 64 | (前略) 病氣發生してから、此病院へ入院するまでの困難や辛苦を思ひ出す毎に、斯様な樂天地のあるのを知らずに苦勞したのが可笑しく思はれます。(後略) |
| 69 | 4 | 男 | 二十七年 | 27 | 11 | (前略) 今は當病院に在つて甦へりし如く望みて喜び日毎感謝に活きる事が出来ました。(後略) |
| 70 | 2 | 男 | なし | | 31 | (前略) 貧苦の間に少しの望みを自分に託してゐる母からその少し許の幸福の想像迄で取上げる事が如何にして出来ようぞ (後略) |
| 71 | 4 | 男 | 二十二年 | 22 | 26 | (前略) 將來の希望を筆に任せて見ん。(中略) 我等を一人ものこさず、何れの島國え成とも遠流に所せしめ、癩患者の國を作らしめて、其患者中の智識すぐれたるものより官職に任せしめて、即ち其國を統一せしめ、壯健<者>たるものは醫師看護婦より他には、一人として目的らしめず。全員之<送>附<者>無論、書面の交通も一切<絶>ちて、食物無論着類と謂共、下附品の他に一切用せん事に致給ひて、全く血族を斷ちたならば、我帝國の幸福ともなり、亦々我等も幸福と信じ希望に止まざる次第に候。(後略) |
| 72 | 4 | 男 | 三十九年 | 39 | 17 | (前略) 社會に出で、聊か國家に報ひたひと夢の様な希望を唯一の慰安して、<空>しく<消>陰して居ります。(後略) |
| 73 | 4 | 男 | 三十八年 | 38 | 17 | (前略) 今政府の病院へ收容されて居りますが、只その日、を過ごすだけで、何の希望解決もありません。身體の自由を拘束されて、無聊に暮して行く位、苦しいことはありません。將來は今少し自由な所になつて、出来る限りの仕事を與へて貰ひたいのです。 |
| 74 | 4 | 男 | 二十八年 | 28 | 42 | (前略) 終りに臨みもつと人格的收容法を乞ふものであります。具體的論證は母を思ふて絶體私は言はぬ。 |
| 75 | 5 | 男 | 三十四年 | 34 | 20 | (前略) 自治なる精神の基に、同病<者>を適當の土地を選び、一定の場所に收容をして、別天地を開き、治療を現今よりは完全に精神的慰安を與へられん事を希望を一筆申<述>べたり。 |
| 76 | 5 | 男 | 三十八年 | 38 | 8 | (前略) 今日の如き聖恩に<浴>す身分なれば、今後我身は世人の慈にて月日を過すのみ。(後略) |

| | | | | | | |
|----|---|---|------|----|----|--|
| 77 | 5 | 女 | 二十三年 | 23 | 10 | (前略)御手厚き療養看護を受け、何不自由なく暮して居ります。 |
| 78 | 5 | 男 | 五十六年 | 56 | 12 | (前略)何か衛生も行渡り、衣食住に就ても何等の不自由なき事誠に感謝致し、是れ陛下の御仁慈に外ならず、謹みて申す。 |
| 79 | 6 | 男 | 四十一年 | 41 | 17 | (前略)陛下の御恩を仰敬し、<情>け厚き院長殿の手厚き生活に感謝致し、是陛下御仁慈に外ならず、誠に陛下の御恩を實に、謹みて感謝申す。 |
| 80 | 4 | 女 | 二十三年 | 23 | 14 | (前略)今は何處を的に行くべき術も盡き、むしろ自殺せんかと思ひし機り、不計も在人の勧めに依り警察に嘆願し、同區慈恵院を経て傳染病院に送られ救済せられ、次いで大正九年十二月當院に護<送>救助せらるゝを得たり。 |
| 81 | 4 | 男 | 三十九年 | 39 | 21 | (前略)自分は唯だ儂き世を一日も早く去るべき日の来るを待つ折柄、大正九年妻子と別れを告げて本院に救るゝ事となれり。 |
| 82 | 5 | 女 | 六十二年 | 62 | 15 | (前略)焼火箸を口の中にと<突>き入れしが苦痛に堪へず、又、之を腹部に<突>き立て、苦悶の裡に時恰も夜警番人の發見する所となり、意を果さゞりき。創部の應急手術を受け、<翌>日本院へ護<送>せられたりとして、涙ながらに語りけり。 |
| 83 | 3 | 男 | 三十三年 | 33 | 17 | (前略)着物は薄く、日々加はる寒さに堪へ難ければ、心挫けて歩行も進まず、<遂>に思ひ止まり、本來し路を辿りて雪に埋もれし故郷に歸へりて、暫し人目を避け居たる中、官憲の知る所となり、<翌>明治四十三年の十月に當病院に送らるゝ事とはなれり。 |
| 84 | 5 | 男 | 六十一年 | 61 | 19 | (前略)或る時は惜しからぬ此の身窃かに<脱>院して、彼等(「姉夫婦」を指す。後藤補)を面駁したる上、一と打に打殺し遣る瀬なき恨を晴らして相果てん乎と、同僚に圖りしこともありしが、慰藉に依り之を躊躇せる次第なりと語る。 |
| 85 | 5 | 女 | 三十三年 | 33 | 12 | (前略)貧苦病苦日に月に加はりければ、巡査の勧めに従ひ、泣くゝ老先難斗<祖>父と別れ、大正四年十月當院に送らるゝに至れり、其後<祖>父は如何に生活し居るや、否やの<消>息さい不明となりて莫敢なき越方を物語れり。 |
| 86 | 4 | 男 | 三十四年 | 34 | 17 | <前略>信仰は未だ洗禮を受くるの程度に至らざるも、時機を見て洗禮を受け、神の力に依り救はれんことを朝夕<祈>り居ると云へり。 |
| 87 | 4 | 女 | 四十五年 | 45 | 9 | (前略)愈々頼み少なく<味>氣なき世を恨ましく涙の乾く日とてあらざりしが、警察の御世話に依り大正六年十月當院に救助せらるゝに至れり。 |
| 88 | 4 | 男 | 三十一年 | 31 | 25 | (前略)(別家に嫁いだ母に出した手紙について。後藤補)委しく確かなる御返事千萬待居り候。 |
| 89 | 5 | 男 | 二十八年 | 28 | 27 | (前略)今日に及び家郷の音信は全く<絶>無となれり。(中略)斯る怨念は永へに我が家計を累し、業因は後世に酬い、又同一癩病者の發生を<免>かれざるべしと、語りて涙を抑へ得ざるも哀れなりき。 |

| | | | | | | |
|-----|---|---|------|----|----|---|
| 90 | 5 | 男 | 四十八年 | 48 | 14 | (前略) 入院後は何に不自由なき御世話を戴き、長男よりは時たま通信あるなど、心安らかに餘生をく送るを得るは有難きことなりと語れり。 |
| 91 | 4 | 男 | 十八年 | 18 | 8 | (前略) 此處を樂天地として此の苦痛なく面白く暮し居れり。(終) |
| 92 | 3 | 男 | 十八年 | 18 | 6 | (前略) 只管皇御の程感謝し奉り。終日申し居る次第なり。 |
| 93 | 4 | 男 | 十八年 | 18 | 8 | (前略) 父收容せられ吾又皇恩にく浴すことを得たり、故に感謝しつゝあり。(終) |
| 94 | 4 | 男 | 十七年 | 17 | 9 | (前略) 而し其年三月願出て、慰癡園に、後本院に收容せられたり。(後略) |
| 95 | 3 | 男 | 十五年 | 15 | 6 | (前略) 昨大正九年の六月收容せられたり。爾來友達多數居り、自宅に比較し、明るき處に出でたる心地せられ、何の苦痛なく日暮らしつゝあり。 |
| 96 | 4 | 女 | 十四年 | 14 | 10 | (前略) 本院にては充分なる治療を受け、同年輩の患者も居り、何等の苦痛なく楽しく暮し居れり。 |
| 97 | 4 | 男 | 十一年 | 11 | 12 | (前略) 現今何等の苦痛なし。(終) |
| 98 | 4 | 男 | 十四年 | 14 | 7 | (前略) 六月收容せられたり。果せるかな樂天地にして、治療を受け楽しく暮し居れり。(終) |
| 99 | 4 | 女 | 十五年 | 15 | 7 | (前略) 治療の賜なりと感謝し、楽しく暮し居れり。(終) |
| 100 | 4 | 女 | 十三年 | 13 | 7 | (前略) 本院に收容せられて初めて母と對面するを得、爾來一ケ年有餘何等の苦痛なく楽しく暮し皇恩を感謝しつゝあり。(終) |
| 101 | 4 | 男 | 十七年 | 17 | 11 | (前略) 現今にては何の苦痛なく、楽しく暮しつゝあり。(終) |
| 102 | 4 | 男 | 十五年 | 15 | 14 | (前略) 現今にては此天地の間に頼みとするは此病院の外他なしと思料し、常に皇御の鴻大なるを感謝しつゝ、暮し居れり。(終) |
| 103 | 4 | 女 | 十六年 | 16 | 11 | (前略) 感謝の外何等の辭なし。(終) |
| 104 | 4 | 男 | 十九年 | 19 | 9 | (前略) 後日々手厚き治療を受け、＜平＞穩に暮す事を得たるを感謝しつゝあり。(終) |
| 105 | 5 | 男 | 十七年 | 17 | 12 | (前略) 現今、手厚き治療等を受け、感謝し居る次第なり。(終) |
| 106 | 4 | 女 | 十六年 | 16 | 7 | (前略) 家に居る時は、祿々治療をなさず隠ぺいし居るに比し、皇御の厚きを感謝しつゝあり。(終) |

<整理表>の「性別」「年齢(数値)」「行数」から、次の①～③が明らかである。

- ① 年齢の平均値が 33、レンジすなわち最大値－最小値が 55、行数の平均値が 60.1、レンジが 578 であること、行数のレンジがかなり大きい、100 行を越える「告白」は 13 名分であり、それを除いた場合には、行数の平均値 33、レンジ 93 となること。
- ② 性別でみると、告白者の少なくとも 75% 以上が男であり、女は 15% あまり(仮に、性別記載「なし」が全員女だとしても 22% あまり)であること、男の告白の行数の平均値、レンジとも、女のそれを上回っていること。
- ③ 行数が 100 行を越える 13 の告白の内男が 12、女が 1 で、年齢は 20 代後半から 40 代で

あること、そして行数が30行に満たない告白の中に、年齢が10代の者が17名含まれ、その17名は告白者全体の内で年齢が10代の者（18名）のほとんどを占めること、また告白者全体の女（16名）の過半数が含まれること。

次いで、「希望」に係る記述に移りたいが、その前に、目読による概観ではあるが、『癩患者の告白』の表現スタイルの特徴を指摘しておく。（なお、[]内は＜整理表＞の所収順の連番を表す。）

- α 「私は」「吾人は」「私等は」「私共には」「妾は」「余は」「私儀」「吾等」など、主語が告白者であるとのスタイルをとるものが多い。
- β 「涙ながらに語りけり」[82]「終日申し居る次第なり」[92]など、告白者の発言を聞いて書き取ったのではないか、と思われる表現も散見される。
- γ 「不得已」、「茲に一家全く離散の悲境に陥り」「其一言余の耳には百雷一時に轟くが如く、又全身に冷水を注がれたるが如く、戦慄を覺えたり」「世に神も佛も利益も加護も無き物かと、失望落膽＜遂＞に殆んど自暴自棄の状態となり、神佛の存在を疑ひ、先達へも行かず＜祈＞念をせず、胸中は原野の如く荒み果てたり」[41]「悲喜＜交＞々」など、文語調の常套句を用いたものがある。
- δ γのような表現に比べて、例えば「殊に今以て忘れ難く覺ゆるは、＜空腹＞に堪へずして或る家に這ひずり食を乞へしも、折悪しく殘飯なかりしより夏季洗濯用のべとゝになりて酸腐せる糊を貰らい食したることある等、身に粟を生ずるの感あり」[89]など、体験した個別状況の表現と評すべきものもある。
- ε 「`」「○」あるいは「◎」で部分を強調したものがある。

α～εは、そもそも「各道府縣立癩療養所長に對して徴し」（①、172）たものである『癩患者の告白』の、その「徴し」方がどのようなものだったか、つまり、今私たちが目前にする『癩患者の告白』のスタイルの文書として、誰がどのように書き記したか。それを説明する『癩患者の告白』とは別の資料があるのか、あるいはそうしたものがない中で、誰がどのように書き記したかを『癩患者の告白』そのもののさらなる分析から推論しなければならないのか。今後の研究課題である。

表現スタイルに次いで、これも概観であるが、『癩患者の告白』の内容の特徴を指摘しておく。

- A 主要な登場人物として、「私」、「父」「母」「きょうだい」等の家族、親族、巡査、警察署、医師、医療機関（私立、国立）がある。
- B 発病時に近隣医院等ですぐに正しい診断がつかない、発病後一度小康を得る、「血統」からは思いつかないなどの経緯で、重症になるまで期間がある。
- Γ Bの期間に、民間薬、祈祷、温泉での治癒を試みている。
- Δ Γのために、かなりの財を費やしてしまう。もとは裕福だった家が傾いたり、もとも

と貧しい家が困窮状態となる。この時期か、次の放浪の時期に、自死を思い浮かべたり試みたりする場合が少なくない。

E Δの生計状況下、症状が周囲にわかるようになり、家族（生殖家族の場合も定位家族の場合もある）と共に生活し続けにくくなったり、職業を続けられなくなったりすると、放浪に出る。放浪には、北海道から四国まで、のようになかなか長距離のものがある。なお、目的地の内、日光身延山、草津温泉、四国遍路が散見される。

Z 放浪中は臨時的の仕事に就いたり物乞いをしたりするがそれも次第に難しくなり、食べていくことに追い詰められ、最寄りの警察署や役場、医療施設に保護を訴えるも聞き入れてもらえない場合が散見される。

H 収容後将来の見通しとして、信仰を挙げるもの、現在の収容生活を「幸」「楽」とするもの、現在の収容生活に改善を求めるもの、がある。改善を求めるものは、大きく、現在の収容生活の諸条件の改善を求めるもの（例えば、医師、看護師の患者への「公平」、購買物品の市価より割高なることの是正、食事の量質の向上）、そして現在の収容生活とは別の「自由」を求めるもの、に大別される。

『癩患者の告白』の表現スタイルと内容の概観をふまえた上で、前節で取り出した「隔離」ベクトルと「自由療養地」ベクトルのせめぎあいという論点とのつながりから、とくに概観Hに注目し、各告白のHに係る記述を読んでいこう。そのために抜粋したのが、〈整理表〉の「希望」に係る記述である。（「前／中／後略」や「後藤補」は筆者が抜粋にあたって略したり補ったりしたところである。）

「希望」に係る記述の中身は、大きく次のア～キのカテゴリーに整理することができる。[番号]は、各カテゴリーに該当する「告白」の「所収順」の連番である。

ア 主に、「死」「因果」「自暴自棄」など、困難な状態を表現しているもの
[1] [4] [8] [9] [22] [23] [25] [33] [36][40] [43] [45] [46] [48] [49] [60] [70] [72] [84]

イ 主に、「医」「水」「食」「購買」など、収容生活の改善を表現しているもの
[6] [7] [13] [16] [43] [47] [52] [53] [54] [56] [58] [59] [74]

ウ 主に、「島」「村」「大病院」など、患者による自治的な自由を表現しているもの
[2] [5] [10] [11] [12] [14] [15] [17] [18] [19] [20] [21] [50] [51] [55] [57] [71] [73] [75]

エ 主に、「皇恩」や職員などへの感謝、現状の「幸」や「楽」を表現しているもの
[3] [22] [24] [27] [28] [29] [30] [31] [32] [34] [35] [37] [38] [39] [41] [42] [44] [46] [58] [61] [63] [66]
[67] [68] [69] [76] [77] [78] [79] [91] [92] [93] [95] [96] [97] [98] [99] [100] [101] [102] [103] [104]
[105] [106]

オ 主に、入院までの経緯のみ表現しているもの

[62] [64] [65] [80] [81] [82] [83] [87]

カ 主に、自身の宗教的な心境を表現しているもの

[26] [44] [46]

キ 主に、親族への「怨」「恨」を表現しているもの

[85] [88] [89]

このように列挙してみても気づくのだが、ア〜キは、『癲患者の告白』の各告白の「希望」に係る記述の内容がどのようなものからどのようなものまでを含んでいるか、すなわち『癲患者の告白』の各告白の内容のいわばスペクトラムを表している。このことは何を意味するだろうか。

それは、死さえ意識する困難、収容生活の改善や新たな自治、「何不自由ない」「楽」のスペクトラムをもって、「全制的施設 total institution」たる収容所の中からであっても告白しうる自由を、少なくとも『癲患者の告白』の時までは、患者たちが有していたことである。それは、「隔離政策」か「自由療養地構想」か、の選択をも包み込んで、自由を奪われた人たちが持ち得る、自分の境涯について、その苦楽あるいはそれとは別の生活像を描出する自由であって、しかも決してグロテスクな監禁、断種、墮胎を結末とする「隔離政策」の史的現実とは相容れない自由だったのではないだろうか。「1. 視点」で述べておいたようにその史的現実を知った後を生きる者の一人として、この自由を、ここまでの『癲患者の告白』読解の準備作業から読み取りつつあることを以て、この研究ノートの締め括りとする。

注

- 1) この「癲予防に関する件」までに、日本は1894年の日清戦争、1904年の日露戦争を経験している。「富国強兵」真只中である。戦乱には、公衆衛生上の問題が付き物である。実は、日清戦争の帰還兵の中からコレラの流行が起こっている。1877年の西南戦争後にもコレラが全国的に流行している。コレラとハンセン病を直接結びつける考え方があったかどうか。今後の研究に待たなければならないが、当時の感染症観、公衆衛生観の背景に「戦乱とコレラ」が影を落としていたことはありうるだろう。さしあたりの参考文献として、山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版会、1982。
- 2) この表の、女の総計4,591は、全国の患者総数16,261人の内の女の総計4,592より1人少ない。
- 3) なお、「患者ノ日常生活關係患者ト周圍健康者トノ關係、他部落住民トノ縁組其ノ他社交關係」の欄をみると、「周圍健康者トノ實際縁組社交關係ナシ」(①、113)である場合が多いことがわかる。こうした「關係ナシ」は、例えば「附近及地方永住者ニハ嫌忌サル」(①、100)、「差別的待遇ヲ存スルノ状況アリ」(①、103)などの差別状態を指すものと考

えられるから、ハンセン病療養者にとって困難な状態があったろうことには注意しなければならぬ。

- 4) ゴッフマン, 石黒毅訳『アサイラム：施設被収容者の日常生活』, 誠信書房, 2015, 6刷, v. Goffman, E., *Asylums : Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, 1961, Anchor Books, 'Introduction'